貯蓄預金規定(BANK)

「貯蓄預金規定(BANK)」(以下「この規定」といいます。)は、当行のBANK(BANK 支店を含む、当行において支店名称に「BANK」が付く全ての支店を総称し、そのうちお客さまが預金口座を保有する支店を以下「当店」といいます。)で開設される貯蓄預金についての当行の取扱いを記載したものです。この預金については、通帳・証書やキャッシュカード等は発行されません。

1. (預金の取引方法)

この預金は、お客さま名義の当店普通預金口座(以下「BANK普通預金口座」といいます。)に付随する口座ですので、次の場合にのみ当店と取引を行うことができます。なお、原則として、当店を含む当行本支店の窓口、あおぞらテレフォンバンキングおよびインターネットバンキング(別途当行が定める「あおぞらインターネットバンキング規定」に基づく当行所定の方法によるインターネットバンキングをいいます。以下同じです。)での取引ならびにキャッシュカードの利用による取引はできません。

- ① 当行が提供するスマートフォン端末またはタブレット端末用アプリケーションの「BANKアプリ」(別途当行が定める「BANKアプリ規定」に基づくもの。以下「本アプリ」といいます。)の利用によるBANK普通預金口座との間の振替による預入または払戻し取引および本アプリの利用によるその他の取引の場合
- ② その他、当行所定の方法による取引の場合

2. (通帳等)

この預金については、通帳・証書・キャッシュカード等は発行いたしませんが、当行所定の 期間内における残高については、本アプリおよびインターネットバンキングで、また入出金 明細については、インターネットバンキングで確認することができます。

3. (証券類の受入れ)

この預金口座には、手形、小切手、配当金領収証その他の証券類の受入れはいたしません。

4. (振込金等の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金の受入れはいたしません。
- (2) この預金口座には、この規定において別途定めるところを除き、当行以外の金融機関お よび当行本支店からの振替、振込または入金の受入れはいたしません。
- (3) この預金は、原則、本アプリの利用によるBANK普通預金口座からの振替のみにより 預入を行うことができます。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金は、原則、本アプリの利用によるBANK普通預金口座への振替のみにより払 戻を行うことができます。
- (2) この預金は、現金、証券類、あおぞらテレフォンバンキング、インターネットバンキング、キャッシュカードならびに提携 ATM での払戻しはできません。
- (3) この預金口座は、公共料金・クレジット代金等の自動支払いの口座として利用すること はできません。
- (4) この預金口座は、デビットカード取引システムの決済口座として利用することはできません。

6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に、当行所定のウェブサイトに表示する毎日の貯蓄預金の利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

7. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法 を指定のうえ、当行が別途指定する方法により、直ちに当行に提出してください。ただ し、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当 行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

8. (規定の準用)

- (1) この規定に定めのない事項については、当行の「BANK取引規定」、「BANKアプリ 規定」、「あおぞらインターネットバンキング規定」およびその他の取引関連諸規定により 取扱います。
- (2) この規定において定義のない用語で、前記(1)の各規定中に定義のある用語については、 文脈上別義であることが明白である場合を除き、この規定でもかかる定義と同様に定義された意味を有するものとします。

9. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

10.(準拠法·管轄)

この規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

実施日:2021年2月1日